

認知症の早期発見、早期治療のために

# もの忘れ検診を 受けましょう



認知症は、早期発見が重要です。

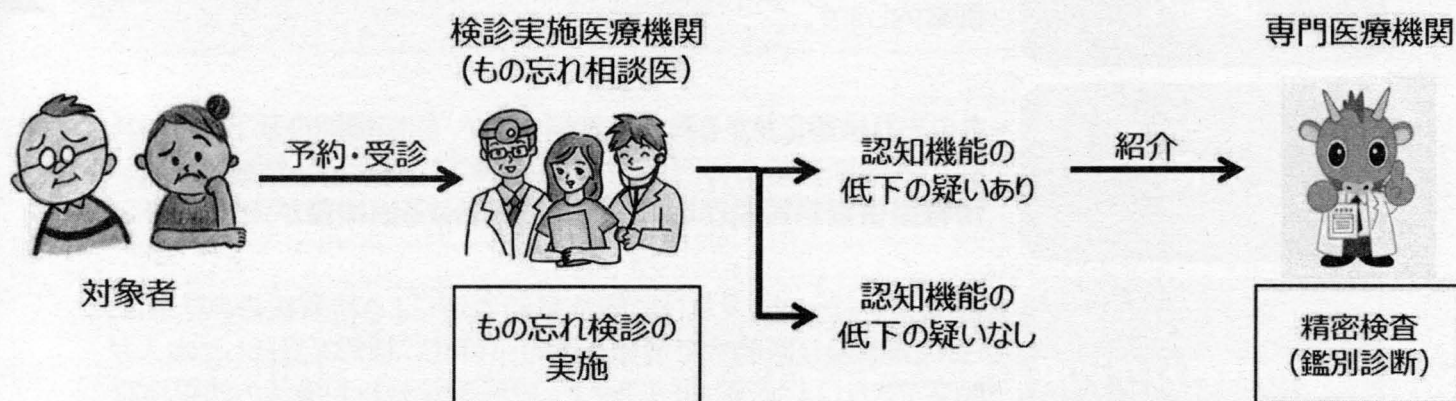
もの忘れ検診を受診して、

認知症の適切な治療や、

認知症予防のきっかけとしましょう。



## もの忘れ検診の流れ



### 受診期間

平成29年4月27日～平成30年3月10日

### 対象者

次の全てに該当する方

- ☒ 市内に居住している
- ☒ 平成29年4月1日～平成30年3月31日に、65、70、75、80歳のいずれかの年齢になる
- ☒ 医療機関で認知症の診断を受けたことがない

### 費用

**無料** ※ 専門医療機関を受診する場合、医療費がかかります。

### 持ち物

次のいずれかをお持ちください。

- 健康保険の被保険者証等
- 生活保護受給者証
- 中国残留邦人等支援給付受給者本人確認証

### 検診を受ける場所

市が指定する医療機関

医療機関については、各区役所高齢介護課にお問い合わせください。

# もの忘れ検診の受診にあたっての留意点

## 検診内容

- この検診は、認知症に関する簡単なチェックリストを用いて、認知症の有無について簡易的に検査するものであり、認知症の診断を行うものではありません。

## 対象者

- この検診は、さいたま市内在住で、平成29年4月1日から平成30年3月31日の間に、65歳、70歳、75歳、80歳になる方で、これまでに医療機関で認知症の診断を受けていない方が対象です。

### <対象者早見表>

| 年齢  | 対象者の生年月日                  |
|-----|---------------------------|
| 65歳 | 昭和27年4月2日生まれ～昭和28年4月1日生まれ |
| 70歳 | 昭和22年4月2日生まれ～昭和23年4月1日生まれ |
| 75歳 | 昭和17年4月2日生まれ～昭和18年4月1日生まれ |
| 80歳 | 昭和12年4月2日生まれ～昭和13年4月1日生まれ |

## 認知症診断医等の御案内

- もの忘れ検診の結果、認知機能の低下が疑われる場合は、市が指定する認知症診断医又はその他の専門医療機関における精密検査を御案内します。

## 費用

- **もの忘れ検診にかかる費用は無料**ですが、認知機能の低下が疑われ、認知症診断医等の専門医療機関に受診する場合は、**別途、診療情報提供書料等及び専門医療機関における医療費が発生**します。

## 情報の共有及び利用

- もの忘れ検診の結果及び認知症診断医等による精密検査の結果は、さいたま市及び医師会で情報を集約・共有し、検診を受診した本人が特定できないように配慮したうえで、統計的な分析や検診の効果検証に利用させていただきます。

## 介護予防事業等の御案内

- 検診を受診された方に、さいたま市やシニアサポートセンター（地域包括支援センター）から、認知症予防の御案内等のため、電話やお手紙にて御連絡をさせていただく場合がございますので、御了承ください。

## もの忘れ検診に関するお問合せ先

| 区           | 電話       | FAX      | 区           | 電話       | FAX      |
|-------------|----------|----------|-------------|----------|----------|
| 西区役所 高齢介護課  | 620-2667 | 620-2768 | 桜区役所 高齢介護課  | 856-6177 | 856-6271 |
| 北区役所 高齢介護課  | 669-6067 | 669-6167 | 浦和区役所 高齢介護課 | 829-6152 | 824-5069 |
| 大宮区役所 高齢介護課 | 646-3067 | 657-1201 | 南区役所 高齢介護課  | 844-7177 | 844-7277 |
| 見沼区役所 高齢介護課 | 681-6067 | 681-6160 | 緑区役所 高齢介護課  | 712-1177 | 712-1270 |
| 中央区役所 高齢介護課 | 840-6067 | 840-6167 | 岩槻区役所 高齢介護課 | 790-0168 | 790-0267 |